

「特定家畜伝染病に係る防疫措置の協力に関する協定」にかかる審査要領

「特定家畜伝染病に係る防疫措置の協力に関する協定」の審査に関する事項を次に定める。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 別途定める「特定家畜伝染病に係る防疫措置の協力に関する協定にかかる募集要領」(以下、「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす申込者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した申込者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した申込者

2 審査項目及び配点

審査項目及び配点は次のとおり。

- (1) 防疫業務実績（高病原性鳥インフルエンザ）がある（30点）
- (2) 防疫業務実績（豚熱）がある（30点）
- (3) 経費見積書の積算内訳及び根拠が明確に示されている（40点）

3 審査委員会

申込者から提出された書類に基づき審査委員会を開催する。

- (1) 日時：令和8年4月24日（金）（予定）
- (2) 場所：高知県庁内の会場で調整中

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、各審査委員が提出された書類（募集要領の様式1、2、3）をもとに評価を行い、審査する。
- (2) 申込者が1者の場合でも審査を実施する。
- (3) 公正な審査により、協定締結事業者を選定する。単一ではなく複数の事業者を選定することも可能とする。
- (4) ただし、審査員の採点の合計が総合得点の6割未満の場合、選定しない。